

平成26年度事業計画

平成23年6月に「能登の里山里海」が日本初となる「世界農業遺産」に認定され、石川県の河川や湖沼、里海等の水質保全に対する関心、浄化に対する期待がますます高まっており、このため、水質汚濁の主な原因である台所や風呂等生活雑排水対策の早期実施が喫緊の課題となっています。

生活雑排水対策の進捗状況は「汚水処理人口」で表されますが、石川県における2012年度（平成24年度）末の汚水処理人口は1,068千人とされ、総人口1,163千人に対する普及率は91.8%（全国平均88.1%）となっています。

即ち、残り約9万5千人の生活雑排水対策を早急に進めていくことが、ふるさと石川の公共用水域の水質保全を図る上で大変重要な課題となっています。

一方、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2040年（平成52年）の石川県の将来人口は2010年に比べ約17%減少するとされており、このような人口減少が予測される中で下水道と同等の汚水処理能力を持ち、建設・維持管理コストが安く、また、建設期間が短く投資効果に即効性があり、さらに地震等の災害に強い浄化槽に対する理解、期待は着実に広がっています。

このため当協会は、公益社団法人として石川県や各市町と密接に連携を図るとともに、全会員、職員が一致協力し、浄化槽の普及促進、適正な施工・維持管理の推進により一層努力し取り組む必要があります。併せて職員の資質及び法定検査技術の向上に向けた教育研修を徹底し組織全体のレベルアップを図るなど、公益法人・指定検査機関としての社会的責務を果たしていくために以下の事業を実施します。

I 事業

[公益目的事業]

1. 浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査事業

- (1) 平成26年度は7条検査500基、11条検査20,500基の計21,000基（25年度計画；20,000基）を協会検査員8名及び委託検査員で実施する計画である。
また、4月に検査員要員を1名採用し、受検促進事業により増加している法定検査の円滑な実施を図る。
- (2) 平成25年度に導入した浄化槽管理システムを活用し、検査カードの廃止、検査結果入力迅速化、入金確認の省力化等を図るとともに、地図データの入力等により効率的な法定検査を行う。また、住所データから緯度経度への変換及び変換データの利用方法について調査研究を行う。
- (3) 法定検査の公平性を確保し受検率の向上を図るため、石川県が行う法定検査受検促進事業に協力するとともに、県及び各市町の連携を一層図り、未受検者への指導及び法定検査の周知、啓発を行う。併せて、維持管理事業者による未受検者に対する法定検査受検の周知・助言の実施などにより受検基数の維持向上に努める。
- (4) 法定検査の結果不適正と判定された浄化槽及び法定検査未受検者に対して、関係機関と連携しながら改善指導に努める。
- (5) 検査機器や検査方法について精度管理を徹底するとともに、検査結果のわかりやす

い説明・報告等により、法定検査に対する県民の信頼確保に努める。

- (6) 指定検査機関東海北陸ブロック協議会等に参加し、検査員の検査技術の向上、専門的知識の習得及び組織強化のための情報交換に努める。
- (7) 環境省が検討している「基本検査」について情報収集に努めるとともに、建屋の老朽化の現状も踏まえ、事務所の移転を含め将来的な検査体制の整備について検討していく。

2. 浄化槽及び浄化槽法に関する普及啓発事業

- (1) 浄化槽関係事業者に対する講習会の開催等

浄化槽メーカーや学識経験者等による浄化槽の適切な施工・管理講習会の開催、全国浄化槽技術研究集会等への参加などを行い、浄化槽の施工・維持管理・清掃に携わる技術者の技術向上を図る。(参考1, 2)

- (2) 県などが実施する普及啓発事業への参加、協力

県が主催する「いしかわ環境フェア」、「水環境フォーラム」や市町が実施する環境イベント等に参加し、浄化槽モデルの展示、各種浄化槽のパフレット、県のチラシ等の配布を行い、浄化槽が安価で下水道と同程度の水処理能力を有することなどの特徴や単独浄化槽から合併浄化槽転換による河川等の浄化効果について、一般県民に対する普及啓発を行う。

- (3) 石川県合併処理浄化槽普及促進協議会において意見交換や浄化槽普及のための講習会を行い、市町村整備事業の推進、浄化槽維持管理費に対する助成制度の創設等について、市町職員の理解と協力を促進する。
- (4) ホームページの充実、「浄化槽の日」の広報、受検者への普及啓発資材の配布等により、浄化槽の適正な施工・維持管理の普及啓発を図る。
- (5) 管工事協同組合支部担当者に対する浄化槽設置届出事務に関する研修等を行い、円滑な事務推進に努めるとともに、県民や市町等からの浄化槽に関する疑問、質問等に積極的に対応し、浄化槽や維持管理の重要性に対する理解を促進する。

3. 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽に対する信頼と安心・安全の確保を目的に、(一社)全国浄化槽団体連合会(全浄連)で制度化された「浄化槽機能保証制度事業」を推進する。平成26年度の機能保証登録は230基を目標とする。

II 公益法人としての組織整備等

1. 公益法人としての組織運営[法人会計事業]

公益認定法人として「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等に基づく組織運営を図り、社会的信用の向上に努める。

2. 協会設立40周年、法人設立35周年記念事業の実施[法人会計事業]

平成26年に協会設立40周年、法人設立35周年を迎えることから、記念事業検討実行委員会等で各事業の具体的な内容の検討を行うとともに、記念式典等を催行し浄化槽協会の新たな展開を図る。(参考3)

3. 浄化槽に関する情報の収集、提供[公益目的事業・法人会計事業]

- 1) 浄化槽に係る行政や業界の動向、他県関係機関の活動状況等の情報を収集し、組織運営に活用するとともに、ホームページや会員へのお知らせ等により情報提供に努める。
- 2) ホームページや啓発活動を通じて広く一般県民に対して、浄化槽の構造・機能等への理解促進及び協会の組織・活動状況のPRを行う。
- 3) 能登半島地震、東日本大震災の状況を踏まえ、災害発生時において協会が実施できる応援内容、県との災害協定内容等について情報収集、調査検討を行う。

4. 会員の確保、功労者表彰の実施[法人会計事業]

- 1) 公益法人化を契機として、協会に未加入の関係事業者に対し積極的に加入案内を行う。
- 2) 浄化槽業界の発展向上に尽くし、他の模範となる者を表彰することにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を推進する。